

日之影町みやざき結婚サポートセンター入会登録補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、日之影町在住の独身男女の出会いと結婚を支援するため、みやざき結婚サポートセンター（以下「センター」という。）への入会を希望する者に対し入会登録料を助成することについて、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付にあたっては、補助金等の交付に関する規則（昭和44年日之影町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) センターの入会日において町内に住所を有し、かつ居住している者で、現に婚姻をしていない者
- (2) 令和5年9月1日以降にセンターに入会した者であって、申請時点において退会していないもの
- (3) 町税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、センターへの入会登録料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、入会登録料の額とし、11,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日之影町みやざき結婚サポートセンター入会登録補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付申請の回数は、1人1回限りとする。

- (1) 入会登録料の領収書
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、センターに入会した日以後6か月以内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、日之影町みやざき結婚サポートセンター入会登録補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、第5条に規定する書類の提出をもってこれに代えるものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定による通知を受けたときは、日之影町みやざき結婚サポートセンター入会登録補助金交付請求書（様式第3号）により、町長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付決定者に交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、交付決定者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、その全額を返還させるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。